

## 第7回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成23年7月1日（金）午後2時～

【場 所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長

前田(公)委員、前田(吉)委員、西田委員、桶谷委員、笠原委員  
北山委員、榊井委員、森本委員、辻井委員、中西委員  
小松委員、佐郷委員、山崎委員、花嶋委員

【欠席委員】吉川委員、大本委員、中野委員、林委員

【事務局】角柿部長、益井次長、西野課長補佐、安藝係長、瀧澤主査  
田口課長、馬場課長、一ノ本課長、松崎、尾縄

1. 開会挨拶（事務局：益井次長）

2. 委員出席状況

3. 配布資料の確認

- ・資料No.18. 「循環型システムの構築」に向けた取り組みについて  
～経済的手法の導入～

4. 議事（議事進行：吉田会長）

(1) ごみ処理にかかる八尾市の現状について

- ・八尾市のごみ処理経費
- ・大阪市環境局焼却工場のあり方について
- ・大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画)について

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.18・1～5ページまで

それでは、次第に沿って案件を説明させていただきます。

なお、案件の説明につきましては、資料No.18「循環型システムの構築に向けた取り組みについて」に基づき説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、案件1・ごみ処理にかかる八尾市の現状についてでございます。資料No.18の1ページをご覧ください。八尾市の環境行政における経費のうち、ごみの処理にかかる経費とは、収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門にかかる経費のほか、収集運搬や中間処理に必要な施設整備費を合計したものでございます。

次に、各処理部門に関わる経費の基本的な考え方についてでございます。内訳につきましては、直接各部門に携わらない「管理部門」の人件費、物件費についてはごみ処理にかかる経費には計上しておりません。これは、純粋にごみの処理にかかる経費を算出するこ

とを目的としたためであり、行政体が存在する以上、必然的に必要となる経費については含めないという考え方に立っているためです。

まず収集運搬経費につきましては、ごみの収集運搬に関わる職員の給与、賞与、共済費などの人件費、分別収集の根幹をなす指定袋の作成・配送経費、粗大ごみの受付業務等の経費、収集運搬に必要な燃料費など物件費等により、平成 21 年度におきましては、約 16 億円の経費がかかっております。

また、処理経費につきましては、市立リサイクルセンターにおける中間処理業務に携わる職員の給与、賞与、共済費などの人件費、大阪市環境局八尾工場におけるごみ焼却委託料、市立リサイクルセンター及び埋立処分地の管理運営経費などの物件費等により、平成 21 年度におきましては、約 14 億円の経費がかかっております。

その他には施設整備経費といたしまして、清掃運搬施設（塵芥収集車）購入費、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）整備費負担金等の施設整備費、市立リサイクルセンターの整備、清掃運搬施設（塵芥収集車）の購入などにあたり、市が借入れを行った地方債の元利償還金等による元利償還金等により、平成 21 年度におきましては、約 2 億円の経費がかかっており、これらを合わせますと、年間約 32 億円のごみ処理経費がかかっているということになります。

補足説明といたしまして、元利償還金についてでございますが、これは住宅を購入する際の住宅ローンと同じようなもので、一度に多額の事業費が必要な場合は、金融機関等からの借入れ（起債）をして、年度間で平準化を図りながら返済するものであり、これにより、長期間の返済による世代間の公平性の確保にもつながることになります。また、多額の元利償還金（公債費）につきましては、元金の返済がはじまるまでの期間（据置期間）があるため、そのまま計上すると年度間で大きな乖離が生じます。したがって、ごみ処理経費の算出にあたっては、調整を加えております。

次に 3 ページをご覧ください。これらを踏まえまして、収集量に基づき算出した平成 21 年度の八尾市の廃棄物別の処理経費は次のとおりとなります。

まず、可燃ごみについてですが、歳出としましては収集運搬経費が 8 億 7,462 万 8 千円、処理経費が 10 億 7,138 万 3 千円、施設経費が 6,595 万 7 千円となり、総経費は 20 億 1,196 万 8 千円となります。次に歳入といたしまして、手数料収入が 3,313 万円、地方債収入が 2,770 万円、雑入が 76 万 4 千円となり、総収入は 6,159 万 4 千円となります。また、総経費から総収入を差し引いた額は 19 億 5,037 万 4 千円となり、処理量 5 万 390 トンに対する 1 トンあたりのコストは 38,706 円となり、指定袋製作枚数 1,348 万 2 千枚より算出した指定袋 1 袋あたりにかかるコストは 145 円となります。

粗大・複雑ごみにつきましては、歳出としましては収集運搬経費が 2 億 128 万 4 千円、処理経費が 1 億 3,800 万 4 千円、施設経費が 3,361 万 7 千円となり、総経費は 3 億 7,290 万 5 千円となります。次に歳入といたしまして、手数料収入が 601 万 8 千円、地方債収入が 430 万円、雑入が 2,230 万 3 千円となり、総収入は 3,262 万 1 千円となります。また、指定袋 1 袋あたりのコストを算出するにあたり、総経費から粗大ごみを除く総収入を差し

引いた額は1億3,953万6千円となり、処理量3,061トンに対する1トンあたりのコストは45,585円となり、指定袋製作枚数65万1千枚より算出しました指定袋1袋あたりにかかるコストは214円となります。

資源物につきましては、歳出としましては収集運搬経費が1億9,901万2千円、処理経費が5,943万3千円、施設経費が3,078万1千円となり、総経費は2億8,922万6千円となります。次に歳入といたしまして、手数料収入が25万1千円、地方債収入が430万円、雑入が1,564万円となり、総収入は2,019万1千円となります。また、総経費から総収入を差し引いた額は2億6,903万5千円となり、処理量2,379トンに対する1トンあたりのコストは113,087円となり、指定袋製作枚数267万枚より算出しました指定袋1袋あたりにかかるコストは101円となります。

容器包装プラスチックにつきましては、歳出としましては収集運搬経費が1億9,958万5千円、処理経費が5,861万3千円、施設経費が3,067万4千円となり、総経費は2億8,887万2千円となります。次に歳入といたしまして、地方債収入が420万円、雑入が17万6千円となり、総収入は437万6千円となります。また、総経費から総収入を差し引いた額は2億8,449万6千円となり、処理量818トンに対する1トンあたりのコストは347,795円となり、指定袋製作枚数279万6千枚より算出しました指定袋1袋あたりにかかるコストは102円となります。

ペットボトルにつきましては、歳出としましては収集運搬経費が1億31万4千円、処理経費が3,193万6千円、施設経費が2,539万9千円となり、総経費は1億5,764万9千円となります。次に歳入といたしまして、地方債収入が210万円、雑入が162万8千円となり、総収入は372万8千円となります。また、総経費から総収入を差し引いた額は1億5,392万1千円となり、処理量168トンに対する1トンあたりのコストは916,196円となり、指定袋製作枚数137万1千枚より算出しました指定袋1袋あたりにかかるコストは112円となります。

埋立ごみにつきましては、歳出としましては収集運搬経費が3,400万6千円、処理経費が2,001万1千円、施設経費が174万5千円となり、総経費は5,576万2千円となります。次に歳入といたしまして、手数料収入が13万2千円、地方債収入が70万円、雑入が2万9千円となり、総収入は86万1千円となります。また、総経費から総収入を差し引いた額は5490万1千円となり、処理量950トンに対する1トンあたりのコストは57,791円となり、指定袋製作枚数651万1千枚より算出しました指定袋1袋あたりにかかるコストは84円となります。

なお、処理量1トンあたりのコストにつきましては、8種分別の導入が平成21年10月からございましたので、正確な年間実績を算出することが困難であることから、参考値といたしまして、平成22年度の運営実績、処理量をベースに算出したものを表記しております。

次に、4ページをご覧ください。大阪市環境局焼却工場のあり方についてでございます。本市のごみの焼却処理については、「大阪市並びに八尾市の行政協力に関する協定」に基づ

き、「大阪・八尾両市のごみ共同焼却処理に関する覚書」（以下、覚書という。）を交わすとともに、覚書に基づき、「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結し、大阪市と八尾市の共同処理を行っております。しかし、大阪市域におけるごみの焼却処理量が大きく減少する中で、大阪市・八尾市との共同処理も含め、焼却工場のあり方について、本市も一定の方向性を考える時期にきております。焼却工場のあり方を検討する上で特に重要になるのは、将来のごみ処理量の予測推移であり、工場の整備事業費、管理運営経費をできるだけ抑え、市の負担をできるだけ圧縮するためには、今のうちに減量化を図っておく必要があると考えます。

続きまして、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス計画）についてでございます。現在、八尾市では大阪市環境局八尾工場において本市が収集及び処理した可燃性の廃棄物を焼却しており、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて埋立処分しています。大阪湾フェニックス計画とは、適正な最終処分を行うにあたり、現在近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのはきわめて困難な状況の中、長期安定的・広域的に廃棄物を適正処理することを目的に生まれた計画です。現在、近畿2府4県175市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れています。

計画の目的としましては、「1. 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。2. 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。3. 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。」であります。

今後の課題といたしまして、新しい大阪湾フェニックス計画では、平成33年度までの廃棄物の受入を計画しておりますが、大阪湾圏域の自治体では、陸域での最終処分場の確保が一層困難となり、一般廃棄物の大阪湾フェニックス計画への依存率が年々増大し、今後80%を超えることが予想されます。

また、大阪湾広域処理場整備促進協議会からは、平成23年5月26日付で、次のような通知を受けております。

「当協議会では、現行のフェニックス計画が平成33年度に終了するため、次期計画の検討を行っております。その中で、環境省等から近畿圏での3Rの取組の遅れを指摘されたことから、次期処分場を計画するにあたっては、既存の処分場をできるだけ長期にわたり有効に活用するとともに、廃棄物減量化に努めても、なお新たな処分場が必要であることについて、住民や国など関係者から理解を得ていく必要があると考えています。

●圏域における一般廃棄物減量化目標

- ・ごみ排出量を平成12年度実績に対し平成27年度に25%減とする。
- ・最終処分量を平成12年度実績に対し平成27年度に60%減とする。

つきましては、大阪湾フェニックス事業圏域を3Rの取組の先進地域とするため、貴市町村におかれては、一般廃棄物の更なるリサイクルの推進、最終処分量の削減に向けた取り組みを引き続き行っていただくようお願いいたします。」

以上の通知が行われたところです。

また、フェニックスの埋立処分場の埋立進捗率につきまして、泉大津沖、尼崎沖については廃棄物の受け入れを平成 13 年度で終了し、現在は神戸沖、大阪沖において廃棄物の受け入れが行われているところであり、これらも現状のままいくと、平成 33 年度には終了する予定であり、今後はごみを減量することで、最終処分量を減らす取り組みが必要となり、各自治体におきましても喫緊の課題となっております。

参考までに、資料の最終ページに大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の資料といたしまして、こちらに搬入している近畿の各自治体をお示ししております。

以上、八尾市の現状について、簡単な説明ではございますが、これらを踏まえまして、ご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員

ごみ袋 1 袋当たりの単価を教えてください。ごみ処理費ではなく、袋を製作している業者に支払われる単価（ごみ袋の単価配送費含む。）はいくらになるのか。

○事務局

ごみ袋製作枚数から割り出した 1 枚あたりの単価は、全収集品目平均で 4.7 円/枚です。ごみ袋製作業者は、入札で選定しています。入札に参加した全業者の平均は、5.3 円/枚です。

○委員

埋立ごみは、八尾市の処分場に直接搬入されるのか。

○事務局

直接処分場です。

○委員

埋立ごみの指定袋 1 枚当たりのコストが 84 円、というのが気になった。埋立ごみの指定袋は、収集されると処分場に直接搬入か、中間処理施設を経由してからどこかへ持っていくのか。

○事務局

3 カ月に 1 回排出していただく茶色の埋立袋は、袋のまま埋立処分場に直接搬入し、穴を掘っているところにそのまま捨てる、という処理方法です。

○委員

私は、市の許可を得て 2 回ほど埋立処分場の見学に行ったことがある。先ほど埋立の指定袋の単価が約 5 円と教えていただいた。管理費には、ここの皆さん方の人件費は入っていないが、収集の方の人件費が入って 1 枚当たり 84 円になるという勘定なのか。

○事務局

おっしゃるとおり、人件費を積上げた数値です。ただし、人件費全体でしか把握できないので、人件費を収集頻度で按分して算定し、処分地の管理運営経費等と足し合わせた経費が総経費です。

○委員

先日、焼却工場の見学をさせていただき参考になった。あれだけの設備と人的資源を投入して作業しておられる。可燃の指定袋の場合は1枚当たりのコスト145円。高いか安いかは判断できないが、お金がかかっているのはわかる。それに比べて埋立の指定袋の84円はいかがなものか。素人考えであるが、可燃と比較すると高いと感じる。

○事務局

この金額は、数字の計算上で出した値ですので、若干高いと思われるかも知れません。お配りしている袋の枚数は、収集の回数に応じて配っているものです。可燃ごみは、収集頻度が週に2回ということもあり、総数が大きくなります。埋立ごみは収集回数が少ないので収集費が割高となり、1枚当たりの単価はどうしても高くなると思われま

○委員

4ページの4行目、「大阪市域におけるごみの焼却処理量が大きく減少する中で…」とあるが、大阪市域のごみ量そのものが減っているのか、または、工場のプラントの能力が落ちているという意味か。

○事務局

大阪市は、当時ごみの量が増えている状況で、八尾市と共同処理のため焼却工場を建設しました。しかし、現在大阪市内で発生して燃やすごみの量は減っています。平成27年度に110万トン程度の目標を掲げていましたが、すでに目標達成目前です。

そのため、大阪市ではこれまでの焼却工場の数自体を見直した方がいいのではないかと考えておられます。現状の工場の処理能力に比べて、ごみの量が減っているというように理解いただければと思います。

○委員

なぜ、この件に関心があるのかというと、大阪市内にあちこち焼却場があるが、私はプラントの点検の仕事をさせていただいていた。ごみの量はなぜ年々増えているのか、疑問に思っている。

○事務局

ごみ量自体は、年々減少傾向にあります。

○委員

ごみ処理にかかる経費は大変な金額に上っているということを、改めて思い知らされている。

私は、自治振興委員を務めているが、常々気にかかっていることがある。

ごみ袋の配布について、八尾市の負担が重くなっていると思う。その理由の一つは、町会未加入の人に対して配布するためにかかる費用が非常に大きい金額となっているためである。

通常自治振興委員は、町会内の全世帯の世帯人数を調べ、ごみ袋がどれだけ必要か算出し、まとめて八尾市に報告する。八尾市は、その報告に基づいて業者を通じて町会の班長に班の分の袋を届けている。班長は、各戸にそれを配布している。ところが、いろんな思惑があってか、町会に入っておられない人もいる。その人達に対しては、八尾市

は別途出張所で手渡しする。そのためには、何月何日に来てくださいという案内状も必要。その郵送費はどれくらいかかっているのか。相当な金額になるのではないか。わかれば教えていただきたい。夜、出張所に行くと、職員が残業している。夜間勤務割増賃金も必要ではないか。そういうことを、仕方がないという姿勢でいいのか。経費を減らしていかなければならないのではないか。無駄がないかということも含めて、町会未加入の人に対する、こんな手厚い扱いが必要なのかどうか。どれくらいの費用をかけておられるのか教えてほしい。

○事務局

郵便代は、今資料を持ち合わせていないので、改めて報告させていただきたいと思います。指定袋は、分別して適正に排出していただくために重要と考えます。配布方法に対しては、色々ご意見があるかと思いますが、みなさんに指定袋が行き渡るために、今までそういう措置をとっているという現状です。ご理解いただきたいと思います。

○会長

町会に入っていない人の割合は何%くらいか。

○事務局

20%強です。

○会長

それだけの人には、別途費用がかかっているということ。その費用は、この表に含まれているのか。

○事務局

含まれています。

○会長

未加入者が町会に入ると、経費が削減できるのかどうかということである。

○事務局

郵便代は、ここには計上していません。別の事務経費から執行しています。

○事務局

補足説明しますと、ごみ袋の配布については、今年の秋からは午後5時までの間に出張所へ取りに行っていたという配布方法への変更を考えています。配布回数も、今までの7回から2回に縮小の方向です。

○副会長

確認したい。ごみ袋代は、収集運搬経費の中に数字が入っていて、それを配布する経費は管理部門の経費なので入っていないということか。

○事務局

町会に入っている方の配布代は、収集運搬経費の中に入っています。町会未加入の方の郵送代は、総務課で一括して執行するという形になります。このため、今回計算に含まれていません。

○委員

直接各部門に携わらない管理部門の人件費、物件費は計上していないということだが、

そうすると、今回のご担当部局の方々の人件費は入っていないということか。しかし、実際にはかなりの金額がかかっていると思われる。難しいかもしれないが、本当は含めるべきではないかと思う。

○事務局

この資料作成時に、入れるべきか入れざるべきか迷いました。しかし、純粹に収集と処理に係る経費を知っていただくということで、敢えて含めずに作成しました。我々の人件費をどこに含めるべきか、今回はそこまでの計算はできていません。当然含めるべきである、という認識は持っています。

○委員

最近、排出されているごみを見ると、ガラスびんが少なくなっているように思う。可燃ごみに含まれているのか。

○委員

異物が可燃ごみに混入していたら、ごみ袋を収集してくれない。

○事務局

前回の審議会で、ごみの組成分析の資料をお示ししましたが、びん、缶などは可燃ごみの中に0.1%しか含まれていませんでした。

○委員

びんが可燃ごみに混入していたら、すぐわかるが、ペットボトルが可燃ごみに混入しても分かりにくい。資源ごみが少なくなったように思う。どこへ行ったのか。

○事務局

リサイクルがどれだけ進んでいるのかを把握する意味で、毎年ごみの組成分析を実施しています。その結果に基づいて、広報紙での啓発等をさせていただいています。毎年、ごみの中身の把握と啓発に努めている、ということでご理解いただけたらと思います。

○委員

最近、可燃ごみが増えたように思う。そこに何か異物が入っているのではないか。家の近くは増えているように見える。

○事務局

可燃ごみの袋で出された分は、焼却量に反映されるのですが、焼却量の推移を見る限りは右肩下がりです。総量では減っていると考えています。

○委員

わかりました。これから、よくごみ袋を観察していきたいと思います。

○委員

補足ですが、スーパーで店頭回収しているペットボトルやトレイ、牛乳パックの量は、最近かなり増えています。

○会長

組成分析をする場合、全地域でやるのか、それともピックアップしてやるのか。

○事務局

従来から一定の地域を定めさせていただいています。八尾市内のほんの一部の地域で



す。その地域で可燃 80 袋、容器包装プラスチック 100 袋、と袋数を定めてサンプルをとっています。

○会長

優良地域と不良地域があるとしたら、優良地域だといいい成績ができるかもしれない。サンプリングの場所も考慮すべきではないか。

○事務局

継続的に調査を実施している、という経過があります。従来地域は毎年実施しないと、8種分別によるごみ質変化の傾向がつかめないと考えています。現在ごみ質調査している地域は、一戸建て住宅が多い地域です。他に中層地域、駅前のマンションでも調査し、マンションでの協力率はどうかという比較はしています。施策を打つときにはいろんな面を考慮しなければならない、とは考えています。

○会長

今、中西委員がおっしゃった、増えていると感じるところは、一度調査に行けばよいのではないかと。中を開けて見るのが一番正確である。

○副会長

ごみ量は、全体的には確実に減っている。今おっしゃっているように増えていると感じるのは嵩張っているということではないか。重量的には減っているが、嵩が大きくなり増えているように見えているのではないかと。そこも考慮して今後観察していただければと思う。容器包装については確実に軽量化している。ただし嵩は変わらないということだと思ふ。

○委員

集団回収報奨金として年間 35,465 円、ごみ袋の配布の報奨費 100 世帯で 11,000 円の収入がある。これによってかなり町会の収入になる。そのお金は、子ども会の行事や祭り等に使われている。町会の会計は、前年度から引き継いだお金を責任を持って受けて、総額がマイナスにならないようにしている。集団回収に協力すれば、ごみはかなり減ると思う。可燃ごみから、新聞、古紙、古本を完全に拾いだしたら、後はほぼ生ごみしか残らないと思う。一度ごみ袋の中身を確認したら納得するのではないかと。時間があればすればいいと思う。フェニックス計画について。フェニックスとは本来不死鳥という意味である。埋立処分場をフェニックスと名づけたのは、その土地が再び高価なものに甦る、という意味だと思ふ。埋め立てた跡地は将来は宝物として、有効に使って欲しい。

○委員

指定袋の話につけ加えておきたい。平成 8 年に 5 種分別制が導入された。当時の謳い文句は、「市民と協働でのごみ減量施策」ということだった。市から一定の数を、無料で市民に配布する。その配布方法は、町会組織を通じて配布していただくということだった。そのことで町会加入率を増やししながら、地域のコミュニティを保っていくことが一番の目標だった。当時、町会の加入率は、80 数パーセントという高さであったように思う。現状は、74～75%程度。そこで問題になってくるのは、町会に入っていないけれども指定袋が簡単に手に入るようになったということ。それが、経費の増大につながったの

ではないか。当初、町会に加入しなければ指定袋が簡単に手に入らないような状況を作ろう、という形のスタートだった。しかし、そうすると今度は不法投棄の増大につながることもなる。そこは、市としてもジレンマを感じるころであると思う。ここで、もう一度町会未加入者への配布方法を、再考する時期に来ているのではないか。

限られた枚数でゴミを排出することが、ゴミ減量の一番の方法であるということで、当時は20%近くゴミが減ったと記憶している。その後、厳しかった枚数制限が追加袋という形で、緩くなってきた。現在は8種分別に移行し、配布方法は従来どおり町会のみなさんの力をお借りしている。これだけ袋の種類が増えて、手続きも複雑になると、ゴミを通して町会へ加入していただけるような仕組みを考える時期にきているのではないか。事務局にお伺いしたい。追加袋の年間の配布枚数はどれくらいか。

○事務局

申し訳ありません。今、手持ちの資料ではわかりません。

○会長

資料3ページの表で、指定袋製作枚数で割って、1袋当たりの単価を出している。しかし、これは多めに配布していて、残っている袋もある。実際の1袋当たりの単価というのは、これより上がると思われる。どれくらい高くなるのかということをお伺いしたい。

○事務局

袋の在庫を考えれば、そういうことになります。

○会長

市の在庫と、町会で配布して余っている分等もある。

○事務局

ただ、作成枚数自体、必要な分だけしか作っていません。

○副会長

実際には、ゴミ袋を他の用途にも使っているのではないか。余った袋を違う目的に使うという例が、ゴミ調査の時にも見受けられた。

○委員

町会に加入の件。1DKのマンションが最近よく建っている。そういうところは、家主さんに委託し、ゴミの日には点検するとかゴミの出し方の指導をしてもらうことは可能なのか。

○事務局

マンションでも、そのマンションが町会に入っていれば、袋の配布も出来ます。家主さんや管理会社が、自主的に袋を配ってくださるというケースもあります。そういう場合は、袋の配布、ゴミ排出の啓発も含めて家主さんにやっていただいています。八尾市の袋の配布は、町会に入っている人は、当然町会の班長さんに袋がいくことになっています。町会に入っていない方でも、マンションによっては、家主さんとか、管理会社が配っていただけたところもあります。それ以外の方には、市から案内の葉書を出して、ご自身で出張所に取りに行っていただくという形になります。

○会長

市から家主さんをお願いしているのか。

○事務局

そこまではしておりません。ご来庁の際に直接個々にお話させていただいています。

○会長

申し出があったら対応している、ということだが、逆に市から要請した方がいいのではないか。

○委員

現在、残念ながら町会に入らなくても安易に指定ごみ袋が手に入ることになっている。町会に加入すると、町会費の支払や班長を務めるなどの負担がある。そういう理由で町会に入らない人がいる。地域をどんな風につくっていくか、という視点を持っていただけない。そんな状況が進んだら日本はどうなるのか。地域をあげてまちづくりしていかなければならない状況がある。我々自治振興委員は、ごみ袋の配布をきっかけに町会に入るように勧めたい。市は、その辺りのことも考慮していただきたい。安易に住民が要求するから仕方がない、という対応では将来日本はどうなってしまうのかと思う。

○会長

非常に難しい問題だが、よろしく願いしたい。

続いて、家庭ごみの有料化の現状について、事務局より説明をお願いしたい。

## (2) 家庭ごみの有料化の現状について

- ・有料化導入の動向(全国・大阪府下)
- ・有料化導入の意義
- ・有料化導入による減量効果
- ・有料化の仕組み
- ・経済的手法の導入に向けた検討の必要性

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.18・6～22ページまで

それでは続きまして、案件2・家庭ごみの有料化の現状について説明させていただきます。資料No.18の6ページをご覧ください。

家庭ごみの有料化における全国的な動向についてでございます。

国の動向といたしましては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省：平成17年5月告示)において、市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を掲げました。また、それを受けて、市町村が有料化を導入する際の参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成19年に作成したところです。

家庭ごみの有料化の導入状況は、図1に示すように徐々に増加してきております。昭和50年代～平成初期の段階は、守山市、出雲市、高山市等、人口規模の小さな都市が有料化

導入の中心でありましたが、近年、福岡市（平成 17 年）、京都市（平成 18 年）、仙台市（平成 20 年）、札幌市（平成 21 年）のように政令都市をはじめ大都市にも導入されつつあります。

全国の市区町村の有料化実施状況につきましては、2011 年 4 月 1 日現在、市区数の有料化実施率は 53.7%であり、年代別の実施数の推移は下記グラフのとおりです。また、全国市町村の有料化実施率は 60.2%であり、半数以上の自治体が家庭ごみの有料化に取り組んでいるところです。

次に、大阪府内の市町村の有料化の導入状況についてでございます。7 ページをご覧ください。大阪府内の市町村の有料化の導入状況は表 1 のとおりであります。南河内環境事業組合の構成市が平成 8 年に超過量有料制を導入したこともあり、他の都道府県に比べ超過量有料制を導入している市町村が多く見られます。ただし、平成 20 年以降に導入した市町村は全て従量制であります。前記にある超過量有料制と従量制についてでございますが、後ほど詳しく説明させていただきますが、超過量有料制とは一定量を超えた量に対する有料化制度であり、従量制とは排出量に応じての一定の割合に対する有料化制度であります。また、減量効果では、市町村でバラツキがありますが、概ね 15～30%の効果となっております。

大阪府下の導入事例といたしまして、いくつか紹介させていただきます。8 ページをご覧ください。

まず、池田市についてでございます。人口は約 10 万人、有料化導入時期は平成 18 年 4 月 1 日でございます。導入の目的といたしましては、①ごみの減量化・資源化に関心のある市民と関心のない市民との負担の公平化、②排出者責任に根ざしたごみに対する市民意識の向上、③大阪湾フェニックス計画による埋立処分場の残余容量ひっ迫への対応、④ごみの減量に伴う、クリーンセンター経費及び最終処分費の軽減を図るためでございます。

有料化の制度といたしましては、指定袋方式による超過量有料制であり、粗大ごみは従量制による処理券方式とし、対象は燃えるごみ、燃えないごみ・粗大ごみであります。

有料制の仕組みといたしましては、燃えるごみ用袋について、20%削減後の 80%の排出量相当分の指定袋（ $200\text{kg}/\text{人}/\text{年} \times 80\% = 160\text{kg}/\text{人}/\text{年}$ に相当するごみ袋数）を全世帯に無料配布し、燃えないごみ用袋は 1～2 枚を無料配布しております。住民登録や外国人登録をしていない市内在住者も 1 人世帯と見なし、無料配布制度を適用しております。配付区分には「基本配布」と要介護高齢者や障がい児（者）、乳幼児を対象とする「福祉加算配布」の 2 つの区分があり、加算配布は、紙おむつ廃棄用で年間 50 枚を追加配布しております。配布方法としましては、無料配布袋引換券（葉書）を市が各家庭に送付し、コンビニ等の指定販売店で指定袋と引換えることとし、配布枚数は袋の大きさを変えて、枚数の選択が可能としております。指定袋の購入につきましては、無料配布を使い切った場合は指定販売店で購入することとしております。

ごみの減量効果といたしましては、平成 18 年度の燃えるごみの収集量 16,958 トンと有料化直後の減量率を前年度の収集量 20,291 トンを比較しますと、3,333 トン減少しており

減量率は16%となります。また、18年度以降につきましても有料化導入前の平成17年度と比較しますと、同様の減量率を維持しておりますが、有料化導入以降、収集量は微増しております。

導入にあたっての配慮事項といたしましては、①トレイを新規に分別収集する新たな分別収集の実施、②ボランティアごみ袋の用意による公益活動等への対応、③生ごみ処理機助成率の引き上げなど、ごみ減量活動への支援を行っております。

次に、泉大津市の事例についてでございます。10ページをご覧ください。

人口は約8万人で、有料化導入時期は平成22年12月1日でございます。導入の目的といたしましては、ごみの減量化、リサイクルの推進、負担の公平化を図るためでございます。

有料化の制度といたしましては、指定袋方式による単純従量制で、対象は一般家庭ごみ（燃えるごみ）であります。

有料制の仕組みといたしましては、各家庭の排出量に応じて有料指定袋を販売店で購入もらうこととなり、15リットル、30リットル、45リットルの指定袋をそれぞれ15円、30円、45円で10枚単位での販売としております。ごみの減量効果といたしましては、平成23年3月の家庭から出た可燃ごみは989トンであり、平成22年3月の1,159トンと比べて15%の減量となっております。

導入にあたっての配慮事項といたしましては、新たな分別の開始や公益活動等への対応、高齢者・子育て世帯への配慮が挙げられます。具体的な内容としては、分別区分の見直しといたしまして、燃えるごみを減らすための食品トレイ回収の開始や、資源化率向上のための「せともの・ガラス類・電球など」の別袋収集などであります。また、公益活動等への対応としまして、ボランティア清掃については事前申請によるボランティア袋の配布などがあります。他にも、子育て世帯への配慮として、オムツなどのごみ減量努力が報われにくい世帯については、「透明又は半透明袋」による無償収集を行っております。

導入による収入の用途といたしましては、平成22年度の収支見込として、歳入合計については、指定袋の収入4,233万円、歳出については、指定袋等作成経費1,982万2千円、ごみの分別大辞典等ごみ有料化周知にかかる経費361万7千円、一般家庭ごみ手数料徴収事務経費委託料541万1千円、指定ごみ袋管理配送業務、お試し袋関係経費387万4千円であり、歳出合計は3,272万4千円となり、歳入合計から歳出合計を引いた960万6千円につきましては、地域環境基金として積み立て、環境施策に活用するとのことです。

続きまして、泉佐野市の事例でございます。12ページをご覧ください。

人口は約10万人で、有料化導入時期は平成18年4月1日でございます。導入の目的といたしましては、ごみの排出量の大幅削減を図るためでございます。

有料化の制度といたしましては、指定袋方式による単純従量制で、対象は可燃ごみであります。有料制の仕組みといたしましては、有料指定袋を市内コンビニエンスストアやスーパーで購入してもらうこととなり、10リットル、20リットル、50リットルの指定袋をそれぞれ10円、20円、50円で10枚単位での販売としております。

ごみの減量効果といたしましては、平成17年度の可燃ごみの年間搬入量54,226トンと

比較すると、平成 18 年度では 46,754 トンとなり、約 14%の減量となっており、平成 22 年度実績としては 42,136 トンで平成 17 年度比で約 22%の減量となるなど、減量傾向は継続しております。

導入にあたっての配慮事項としましては、公益活動への対応として、道路や公園、溝など市の公共施設を個人ボランティアとして清掃していただいている方に対するボランティア袋の無償配布や、高齢者・子育て世帯等への配慮として、0 歳児やおむつを常時使用している介護保険要介護・要支援の高齢者及び補装具としての紙おむつの支給を受けている障がい者のいる世帯に対する指定袋の無償給付等を行っております。

家庭系ごみの有料化による収支概算といたしましては、指定袋による歳入合計が 1 億 1,635 万 2 千円、歳出といたしましては、市指定袋製作費、市指定袋取扱委託料、福祉的配慮無料配布等の有料化実施経費が 3,804 万 8 千円、再資源化業務委託料、ごみ分別と出し方マニュアル・ポスター・違反ごみ啓発シール作成費、生ごみ処理機購入助成金等のごみ減量化推進経費が 1 億 633 万 6 千円、不法投棄のパトロールや違反ごみの調査に伴う不法投棄対策等委託料、ボランティア袋製作費等の不法投棄等対策経費 715 万 1 千円、合計 1 億 5,135 万 5 千円となり、歳入から歳出を引いた合計額は歳出が歳入を上回るため、3,518 万 3 千円のマイナスとなりますが、歳出費用の削減に大きく貢献しているところです。

続きまして、泉南市の事例でございます。14 ページをご覧ください。

人口は約 7 万人で、有料化導入時期は平成 20 年 4 月 1 日でございます。導入の目的といたしましては、ごみの減量化・リサイクルの推進、負担の公平化を図るためでございます。

有料化の制度といたしましては、指定袋方式による単純従量制で、対象は可燃ごみ・不燃ごみであります。有料制の仕組みといたしましては、スーパー・コンビニエンスストア・小売店等で有料指定袋を購入してもらうこととなり、家庭系可燃ごみ指定袋につきましては、10 リットル、20 リットル、30 リットル、45 リットルの指定袋をそれぞれ 10 円、20 円、30 円、45 円で 10 枚単位での販売としております。また、家庭系不燃ごみ指定袋につきましては、20 リットル、45 リットルの指定袋をそれぞれ 250 円、500 円で 1 枚単位での販売としております。

ごみの減量効果といたしましては、平成 20 年 4 月～7 月までの有料化後 4 ヶ月で排出量が 3,327 トンとなり、平成 19 年度同月にあった排出量 4,912 トンから 32%の減量効果がありました。

導入にあたっての配慮事項としましては、公益活動への対応といたしまして、道路や公園、溝など市の公共施設を個人ボランティアとして清掃していただいている方に対しボランティア袋の作成や、高齢者・子育て世帯等への配慮といたしまして、減免措置はありませんが、対象者を限定した一定量無料給付（福祉的な配慮）については実施を予定しているとのことです。

また、ごみの減量活動への支援といたしまして、生ごみ乾燥処理物と市指定可燃ごみ袋との交換制度を実施しております。これは、平成 22 年 10 月 1 日より更なるごみの減量化施策として、家庭菜園や田畑のないご家庭にも生ごみ処理機器の利用促進を図るため、生

ごみ処理機器で処理した「生ごみ乾燥処理物」と市指定可燃ごみ袋との交換制度を開始し、対象者は泉南市生ごみ減量化等処理機器購入補助金交付要綱に基づいて補助金を交付され、現在、生ごみ処理機を使用している方に対し、生ごみ乾燥処理物 1kg 単位で市指定可燃ごみ袋 10ℓ サイズ 10 枚と交換するものであります。収入の用途といたしましては、生ごみ処理に伴う経費・不法投棄対策などの経費・福祉施策などに対する経費を予定しているとのことです。

次に、有料化を導入にあたっての意義についてでございます。16 ページをごらんください。八尾市における有料化導入の意義は次のとおりでございます。

まず、第一に「市民や市民グループの自主的なごみ減量行動の支援及び本市環境行政の財源の確保」でございます。

本市におきましては、平成 8 年の 5 種分別収集を皮切りに、平成 21 年度には 8 種分別収集に拡充するなど、3R、とりわけ分別（リサイクル）について積極的に取り組んできましたが、今後は主に発生抑制（リユース）に軸足を置いた取り組みを進めていく必要があります。本市におけるこれまでのごみ減量に向けた様々な施策実施の結果、3 ページのとおり処理経費がかかっており、分別品目の拡充に伴う収集・処理コストが増嵩する傾向にあります。今後、税収入が伸び悩む中で、本市がこれまで取り組んできた生ごみ処理機による堆肥化づくりや自治会・子ども会等による古紙回収はもとより、新たな環境施策として市民や市民グループの自主的なごみ減量等環境負荷低減行動を育成するための財源確保が難しいのが現状です。また、現在、大阪市と協議を行っている大阪市環境局八尾工場については、運営形態はともかくとして、本市として将来的に焼却工場の施設整備費は必ず生じるものであり、これに備えて今のうちに財源を確保しておく必要があります。このような状況を踏まえ、家庭ごみの有料化による収入の一部をこのような活動支援のための財源とすることにより、環境に配慮した行動を市民や市民グループに定着させるとともに、将来の焼却工場の整備に備えることで、本市のさらなる循環型社会形成と公衆衛生の維持向上に向けた施策実施のための財源の確保を図るものでございます。

収入使途の事例といたしまして、岡山県津山市におきましては、平成 19 年度のごみ袋収入 1 億 2,531 万円のうち、ごみ袋の製造費等の必要経費として 5,063 万円を充当し、リサイクルに関する報奨金などの収益充当事業といたしまして、7,468 万円を充当しております。また、岡山県岡山市におきましては、平成 21 年度家庭系ごみ処理手数料 8 億 6,990 万 8 千円のうち、指定ごみ袋製造経費等の有料化経費として 3 億 6,369 万 9 千円を充当し、周知・広報・啓発や報奨金、地球温暖化対策推進などの拡充経費として 3 億 9,473 万 4 千円を充当し、一般廃棄物処理施設整備基金積立金として 1 億 1,147 万 5 千円を充当しております。

第二に「ごみ排出量に応じた負担の公平化」でございます。

家庭ごみを有料化することにより、ごみ減量に努力している市民に対しても一定の費用負担を求めることとなりますが、ごみの減量に努力している市民の費用負担は少なくなり、努力をせずにごみを多く出す市民はそれに応じて費用負担が増えることになるため、ごみ

排出量に応じた負担の公平化を図れることを目的としております。但し、超過量有料制では、一定枚数までは無料であり、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られないと言われております。

第三に「ごみの現状、減量・リサイクル等に対する、市民の関心の向上」でございます。

有料化導入前の地元説明会やマスコミ等によるごみ問題の取り上げ、また、導入後には有料指定袋の購入時にごみ処理費用の負担を実感すること等により、市民のごみに対する関心が高まることが期待できます。

第四としまして「市民の行動をごみ減量の行動へ誘導」でございます。

家庭ごみを有料化することにより、その費用負担を軽減するため、ごみ排出量を減量しようというインセンティブが働きます。また、ごみ排出量の減量化に伴い、最終処分地である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）のできるだけ長期にわたる有効活用にもつながり、ひいては減量化を図ってもなお、陸域での最終処分場の確保の困難性から新たな処分場が必要であることについて、住民や国などの理解を得ることにつながるものと考えております。

次に、有料化導入による減量効果でございます。19 ページをご覧ください。

有料化を導入することによる家庭ごみの減量効果として、導入前の家庭ごみ排出量の 10～20%が削減されると言われております。また、手数料と減量効果の関係では、図 5 に示すように 1～2 円/ℓ程度で 10%強のごみ減量効果が見られ、2 円/ℓを越えた手数料の場合は 20%以上の減量効果が見られます。

次に、有料化の仕組みについてでございます。有料化の仕組みには、表 2 に示すように、単純従量制と超過量有料制があります。

単純従量制は、ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式であり、一般的にはごみ処理手数料が上乘せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入することとなり、ごみを多く排出するほど、ごみ袋を多く購入する単純なシステムで市民に仕組みが分かりやすいとされています。

ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果としましては、経済的動機付け（インセンティブ）によるごみ減量意識や行動への誘導が期待できることや、ごみ排出量の多少に関わらず手数料負担が発生するため、減量効果は超過量有料制に比べて大きいと言われており、負担の公平性としても、ごみを多く出す人ほど金銭的負担が大きくなるため、負担の公平性が図れます。制度の運営に要する事務経費につきましては、有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、指定袋販売委託料等、有料指定袋制度運営のための一定額の事務経費が発生しますが、一定枚数の指定袋の市民への配布等、超過量有料制に比べて余分な事務経費は発生せず、超過量有料制に比べて大きな手数料収入が得ることができます。

超過量従量制とは、ごみの排出量が一定量となるまでは無料であり、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式です。一般的に、無料の範囲は、排出世帯数により異なりますが可燃ごみで年間 100～150 枚程度、また一定量を超



えた場合は有料指定ごみ袋を小売店等で購入することとなります。指定ごみ袋を市民が入手する方法としては、無料配布分と有料購入分の2つがあり、単純従量制に比べて仕組みが複雑となります。しかし、ごみの減量に積極的に取り組む市民にとって、無料配布枚数以下であればごみ処理費用の負担はなく、理念的には優れた仕組みであります。しかし、現実的には次のような問題をかかえております。ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果につきましては、経済的動機付け（インセンティブ）によるごみ減量意識や行動への誘導が期待でき、一定枚数までは無料であり、さらに一定枚数が通常多めに配布されるため、減量行動への動機付けが働かず、減量効果は発揮しにくいと言われております。負担の公平性につきましては、一定枚数までは無料であり、さらに一定枚数が通常多めに配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られないと言われております。制度の運営に要する事務経費としましては、有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、販売手数料等に加えて、一定枚数の無料の指定袋の市民への配布やそのための保管等の超過量有料制の有料指定袋制度運営のための事務経費が上乗せされ、単純従量制に比べ多くの事務経費を要することとなります。手数料収入につきましては、指定ごみ袋の無料配布分のウェイトが大きく、単純従量制に比べて手数料収入は少なくなります。

両者には長所・短所がありますが、一定量までの把握の技術的な問題や作業負担の大きさ、無料配布の範囲がごみ減量への誘導の範囲を超えた枚数にならざるを得ないなどにより、最近では単純従量制を採用する都市が多くなっております。

これらを踏まえまして、経済的手法の導入に向けた検討の必要性についてでございます。22ページをご覧ください。本市では、環境への負荷の低減と資源の循環を優先する循環型社会の形成に向けた取り組みとして、平成21年3月の市立リサイクルセンターの竣工を皮切りに、これまでの5種分別指定袋制に、同年4月より「簡易ガスボンベ・スプレー缶」、また10月から「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」を加えた8種分別指定袋制を全市実施しました。また、分別収集の基礎となる指定袋制度の管理・運用、地域での有価物集団回収に対する奨励金の交付など、主にリサイクルに軸足を置いた取り組みを進めてきました。しかし、八尾市で排出される廃棄物の90%以上が焼却処理される中で、長年、行政協定に基づき、大阪市との共同処理を行ってきた大阪市環境局八尾工場が大きな転換期を迎えており、本市の廃棄物行政の根幹をなす焼却工場については、施設の整備や運営のあり方など八尾市としての方針を打ち出す必要があります。このような状況を踏まえ、本市においてもこれまでのごみ施策のみならず、市民や市民グループの自主的なごみ減量等環境負荷低減行動の育成など、将来における環境行政の更なる推進、焼却工場の整備に備えて、これらを支える財源の確保及び3Rの推進に向け、経済的手法として他市においても実効性のある家庭ごみの有料化（ごみ処理経費の一部負担）について、早期に検討を行うべき時期にきているものと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、これらを踏まえましてご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

○会長

ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○委員

他市のごみ処理有料化の事例を出されたということは、八尾市もその方向に向いていくということがわかる。しかし、8種分別が実施されてからJR八尾駅のごみ箱が撤去されたことはご存知か。

今までにあった駅のごみ箱が撤去されたということは、そこにごみを投棄する人が多いということと思われる。町内会で一カ月に一回町内清掃しているが、そこでもごみの不法投棄が見られ、町内で問題になっている。町内のニュースで、ごみは指定日に指定袋で排出してください、と訴えかけることが1年間に何回かある。有料化が実施されることになれば、不法投棄の件については、どう対処されるつもりか。有料になれば、ものすごく増えるのではないかと懸念している。

私の住む地域は、高齢者が多く年金生活をしておられる。そういう方達はごみ袋を買うのが負担となるのではないか。

また、事務局のご説明では、今後八尾の焼却場は八尾市が管理するようなニュアンスを受けたが、どうなるのか。

○事務局

もし有料化が実施された場合には、当然不法投棄には十分な対策、措置をとるつもりでおります。有料化による収入の用途には、不法投棄対策費を計上しています。

焼却工場の件、八尾市が保有するかどうかは、協議の段階で確定しておりません。八尾市では、t当たり一定額の処理費を大阪市に支払いしています。減量が進めば進むほど、委託料は少なくて済み、歳出減につながるということです。また、さらに将来八尾市で焼却工場を持たなければならなくなったとき、当然今のままでは規模の大きな焼却工場を持たなければなりません。今のうちに減量しておけば、小さい規模の焼却工場ですべて処理できます。それらを踏まえて、今のうちに減量化に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えています。

○会長

現在の焼却処理量は、大阪市と八尾市どれくらいの割合か。

○事務局

9：1くらいです。八尾市が78,000t、大阪市が7,000t程度です。

○委員

前回の審議会で粗大ごみの有料化を決めたと思うが、どうなっているのか。

○事務局

粗大ごみの有料化について前回ご審議いただいて、実施に向けた答申をいただきました。それも踏まえて、家庭ごみ全体の有料化について、実施時期も含めてもう一度議論をしていただきたいと思います。

○委員

主婦の立場から発言させていただくと、ごみ処理は、市民サービスの一環として考えていただきたいと思います。ごみがどんどん増え、経費も増えると困るということはよくわかる。

しかし、それは市政の問題ではないか。

私は、ごみは厳しく分別しているので1回につき、ごみ袋に半分くらいしか排出していない。また、8種分別ではペットボトルもきれいに洗って出している。

一方、1回につきごみ袋3袋くらい出している家庭もある。こんなに努力しているので不公平を感じる。今まで、市はごみ袋をたくさん無料配布してきた甘さがあったのではないか。

私達のようにこれから年金生活になる人間にとって、ごみ袋の有料化は家計を圧迫する。市民サービスの一環として考えて、ごみ処理は無料にして欲しい。

○副会長

私は、八尾市民はとても恵まれている、とかねがね思っている。私の居住する市では、ごみ袋はお金を出して買っている。一方、みなさんは8種類のごみ袋を無料でもらっている。そこはサービス過剰ではないかと感じている。日本全国を見渡しても、そこまでのサービスを受けられる自治体はそんなになんないと思う。

○委員

私は尼崎市に住んでいる。尼崎市では有料ではないが、指定袋制である。有料でないにも関わらず、家庭ごみを持ち込む人が多く、JR尼崎駅前のごみ箱が撤去された。有料だから駅のごみ箱に捨てるのではなく、有料でなくても面倒臭い等の理由でごみを捨てるというのが最近の傾向としてあるようである。要は、モラルの問題ではないか。

全国の鉄道各社は、ごみ箱の投入口のサイズをいろいろ変えて、なるべく家庭ごみが入らないように試行錯誤していると聞いている。

もう1つ、これは福岡の例。有料と有料でない地域が隣接していた場合、有料の地域の人が有料でない地域に、通勤の途中に車でごみを持ってきて置いていくということがある。今後全国的に有料化が進む中で、後になって有料化を実施すると、近隣からごみの流入があるといけない。

○委員

有料化した他市の事例が載っていたが、八尾市の1/3くらいの人口の少ない市である。色々書かれてあるが、まだ手探り状態であるような内容だった。

良かったこと、悪かったこと、もう少し具体的に載っていれば参考にできるのだが。

14ページの泉南市の折れ線グラフについて。不燃・粗大ごみが、116tから15tに急激に減っているのは間違いではないのか。

○副会長

これは、おそらく有料化前のかげこみ需要があったからと考えられる。

○委員

その旨の注意書きをしていただければ良かった。

○委員

私は、袋は有料であっても良いと思う。しかし、家庭によっては不要な袋もある。最初に無料で袋が配布されるが、残った袋を市が買い取ってくれるなら、もっとごみを減らす努力をすると思う。

今まで袋の半分くらいの量で排出していたのが、いっばいに詰めてから出す等、袋を大事に使うのではないか。

○委員

ごみの一定量は無料で、袋がなくなったら有料というように、段階的にやっていかないといけないのではないか。ごみを減量していかないと、ずっとごみ処理が無料というわけにはいかないと思う。色々な知恵を働かして、今までの時代から変わっていく必要があると思う。

○委員

賛成、反対どちらとも言えない。ごみ排出量に応じての有料化は、それでいいと思う。前回聞いたところによると、スーパーで事業系のごみ袋を販売していたと思うが、今はどうなっているのか。

○事務局

事業系の不燃ごみ袋のみ、店頭販売しています。可燃袋は、資源循環課で直接販売させていただきます。

○委員

八尾市のごみ焼却の経費が 32 億円かかっているということだが、将来有料化したらこれが増えるのか減るのか、また現状のままなのか。将来の焼却場の整備およびその財源の確保と書いておられるが、これはどのような趣旨か。

○事務局

市民に減量化に向けた色々な活動をしていただく、また新たな施策を行っていく上でも当然お金はかかります。昨今、税収が伸びていかないという状況なので、もし有料化になればその分を財源として有効に活用し、いろんな活動にも使わせていただくことができます。さらには焼却委託費や、処理に係る経費も減っていく効果があると認識しています。

○副会長

処理処分についても、八尾市はかなり他からの支援が大きい。焼却も大阪市が職員を配置し、運転管理して、トラブルがあれば大阪市が対応し、八尾市は、ただ委託費を払えばいいという状況である。大阪市としては、税収も下がる中、この流れではやっていけない。八尾市のごみ処理料は 32 億円だが、さらに負担が増える可能性がある。最終処分場も、あと何年かは大丈夫と言われているが、不確定である。八尾市は広い最終処分場を持っている。不燃ごみの埋立だけだとまだ 30 年くらい使えるかも知れないが、そこに焼却灰を入れると 7～8 年で満杯になる。フェニックスができなかったら、次の最終処分場を自前でさがすということになると、お金が必要となる。

この審議会のメンバーは、将来のことを見据えていろんな判断をしなければならないと思っている。

○会長

有料化が実施されたときの心配は、不法投棄の問題。また、近隣の市町村にごみを投棄するのではないかとということ。実際に有料化した他市の不法投棄のデータがあると思う。

今回の審議会ではそういうデータを示すことができなかった。次回、有料化の問題を審議するときには、有料化したときの不法投棄のデータを、きっちり提示していただきたい。

本日は、事務局から八尾市におけるごみの分別収集、処理にかかる経費の程度、焼却場のフェニックスの現状の説明を踏まえた上で、財源を確保する必要があるとの観点から、経済的手法の導入として家庭ごみの有料化についていろいろ議論があった。事務局としての考え方はいかがか。

○事務局

お手元の資料にもありますように、本市ではこれまで5種分別から8種分別へと拡充を行い、リサイクルについて取り組みを進めてきましたが、ごみ行政全般に要する経費が大きくなっております。また、先ほど議論がありました焼却工場のあり方についての検討とともに、将来の焼却工場の整備に備えた財源の確保が必要であり、フェニックスの最終処分場の削減に向けた取り組みが求められているなどの状況がございます。これらを踏まえて経済的手法の導入の1つの方策として、家庭ごみの有料化につきまして、資料にもお示ししましたとおり、市民のごみに対する減量意識の向上、また導入都市への減量効果に寄与しているということで、本市においても早期に検討すべき時期が来ているものと認識しております。ただし、今回の審議会は八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定のためのものであり、家庭ごみの有料化については、今後新たに検討の場を設けるとともに、慎重な議論をしていただく必要があると考えています。

○会長

当審議会としては、八尾市の置かれている状況を見る限り、今後の環境行政の推進のためには財源の確保が不可欠であると考えます。その観点から経済的手法として家庭ごみの有料化について、その良し悪しを含めて早期に検討する時期に来ているのではないかと考えるが、各委員におかれてはいかがか。意義がないようなので、当審議会としては今回の議論をさらに深めるためにも、次期基本計画の策定後、家庭ごみの有料化について検討する場を早急に整えるように意見として申し添えるが、事務局はいかがか。

○事務局

ただいまのご意見を受けまして、早急に検討に向けた整備を進めて参ります。

○会長

今回の議論を踏まえ、次回は「将来予測と減量目標」についてご審議いただくことになるのでよろしくお願いいたします。

○事務局

次回審議会は、8月2日(火)の午前10時からを予定しています。場所は、市役所8階第2委員会室です。資料は事前にご送付させていただきます。

5. 閉会